

(公印省略)

05春福障第245号  
令和5年5月16日

障がい福祉サービス等事業所 各位

春日市長 井上 澄和  
(地域共生部福祉支援課)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後の  
障がい福祉サービス等事業所の対応について（お知らせ）

平素より、本市の障がい福祉施策について、御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されたことに伴い、厚生労働省及びこども家庭庁より別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

については、各事業所においては、この事務連絡に基づいた対応をお願いします。

これに伴い、5月7日時点における利用者の新型コロナウイルス感染症を理由とした在宅のサービス提供における報酬算定の臨時的な取扱いは、令和5年5月31日で原則終了とします。

このため、上記在宅サービスを受けている利用者がある場合は、6月1日以降の利用について説明を行うなど適切な対応をお願いします。

なお、感染症に伴う事業所休業により利用者が通常の支援を受けられない場合に、代替施設や居宅訪問によりできる限りの支援を行う際は、事前に本市と協議をお願いします。

**【問い合わせ先】**

春日市 地域共生部 福祉支援課 障がい福祉担当

〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5

電話 (092) 584-1111 (代表)

Email fukushi@city.kasuga.fukuoka.jp